

Ⅲ 身体障害者等雇用実態調査

〔調査の概要〕

ここに収録した調査は、労働省が昭和53年、58年及び63年に実施したものである。

（調査対象）

鉱業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，運輸・通信業，卸売・小売業，飲食店，金融・保険業，不動産業，サービス業（公務を除く）に属する（S53，58年は5人以上），S63年は30人以上の常用労働者を雇用する民間事業所のうちから一定の方法により抽出した約10,000事業所（S53，58年は約13,000事業所。）

（調査実施期間）

昭和53年，58年及び63年の各年11月1日～11月30日

（調査時点）

原則として各調査率の10月1日（「身体障害者」及び「精神薄弱者」の範囲）

(1) 「身体障害者」

原則として身体障害者手帳を所持している者。身体障害者手帳を所持していなくても、指定医又は産業医（内部障害を有する者については、指定医に限る。）の診断書により確認できる者は含まれている。

なお、障害の種類及び障害の程度は次の区分による。

イ 障害の種類

視 覚 障 害	視覚障害
聴 覚 障 害	聴覚，平衡機能，音声又は言語機能
肢体不自由	上肢切断，上肢機能障害，下肢切断，下肢機能障害，体幹機能障害 脳病変上肢機能障害，脳病変移動機能障害
内 部 障 害	心臓機能障害，じん臓機能障害，呼吸機能障害，膀胱・直腸機能障害，小腸機能障害

ロ 障害の程度

重 度	身体障害者程度等級表の1級・2級
中 度	〃 3級・4級
軽 度	〃 5級・6級

(2) 「精神薄弱者」

原則として、都道府県知事の発行する療育手帳(または愛の手帳)を所持している者。

ただし、療育手帳を所持していなくても、昭和63年3月31日以前に入職した者については、

- ①児童相談所、精神薄弱者更生相談所、精神衛生センター又は精神鑑定医による判定書、②精神薄弱児(者)を対象とする養護学校若しくは、特殊学級に在学若しくは卒業した者又は精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設若しくは精神薄弱者養護施設に入所していた者については、当該学校長又は施設長の証明書及び意見書、③雇用対策上精神薄弱者と同様に取り扱うことが望ましい旨の所見が示されている心身障害者職業センターの意見書、昭和63年4月1日以降に入職した者については①に加え④地域障害者職業センターの判定により確認された者を含む。

なお、精神薄弱者の程度の区分の基準は次による。

重 度	概ね 1Q20～34 (療育手帳A (愛の手帳1度, 2度))
中・軽度	概ね 1Q35～75 (療育手帳B (愛の手帳3度, 4度))

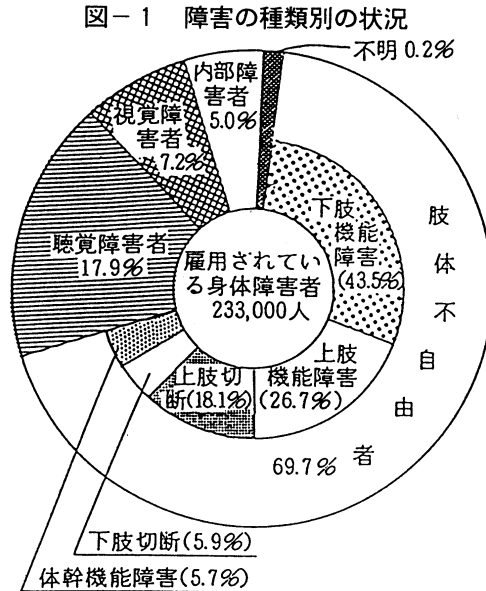
復元方法

雇用身体障害者数及び精神薄弱者数については、産業別、規模別に定められた抽出率の逆数を乗じることにより推計。

1 身体障害者

(1) 障害の種類別身体障害者の雇用状況

(53年)



(58年)

注()内は肢体不自由者を100.0とした場合の割合である。

	計	視覚障害	聴覚障害	肢体不自由					内部障害	不明	
				小計	上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能			体幹
計	100.0	6.6	18.2	67.2	18.4	21.8	5.2	47.0	7.6	7.8	0.2
男	100.0	6.1	16.0	69.3	19.3	21.9	5.5	45.4	7.9	8.4	0.2
女	100.0	8.8	27.8	58.2	13.5	21.4	4.0	55.2	5.9	5.0	0.2

(63年)

	計	視覚障害	聴覚障害	小計	肢体不自由						内部障害	不明	
					上肢切断	上肢機能	下肢切断	下肢機能	体幹	脳変上肢			脳変移動
計	100.0	8.7	16.7	63.0	(14.5)	(28.6)	(5.7)	(44.7)	(5.9)	(0.4)	(0.3)	6.8	4.8
男	100.0	9.1	13.6	64.2	(16.7)	(28.9)	(6.5)	(42.2)	(5.3)	(0.2)	(0.3)	7.8	5.2
女	100.0	7.0	29.5	57.8	(4.2)	(27.3)	(1.9)	(56.3)	(8.7)	(1.4)	(0.3)	2.6	3.1

(注) 肢体不自由の内訳は、肢体不自由の計を100とした場合の割合である。

(2) 障害の程度別身体障害者の雇用状況

(53年)

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	19.0	36.9	37.4	6.8
男 子	100.0	17.2	37.4	38.5	6.8
女 子	100.0	27.4	34.3	31.6	6.7

(58年)

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	21.8	37.4	33.2	7.6
男 子	100.0	21.2	37.7	33.5	7.6
女 子	100.0	24.3	36.3	31.9	7.5

(63年)

(%)

	計	重 度	中 度	軽 度	不 明
計	100.0	26.3	39.6	28.2	5.9
男 子	100.0	25.7	39.9	28.4	6.0
女 子	100.0	28.9	38.6	27.1	5.3

(3) 事業所規模別・障害の種類・程度別身体障害者の雇用状況

(53年)

(%)

	規模別	5～29人	30～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上
障害の種類計	100.0	33.8	28.8	27.6	3.6	6.3
視覚障害者	100.0	31.3	29.8	27.8	4.2	6.8
聴覚障害者	100.0	43.9	26.4	22.5	2.7	4.6
肢体不自由者	100.0	34.0	26.2	28.3	4.2	7.2
内部障害者	100.0	16.5	31.4	34.4	5.3	12.4
障害の程度計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
重 度	19.0	23.5	18.7	15.7	13.7	13.3
中 度	36.9	33.9	38.9	38.5	38.4	36.6
軽 度	37.4	33.6	35.1	40.5	44.7	47.9
不 明	6.8	9.0	7.2	5.2	3.3	2.3
(参考) 一般常用労働者	100.0	38.7	25.1	21.0	5.7	9.5

(注) 一般常用労働者は総理府統計局「事業所統計調査報告」(昭和50年)による。

(58年) (％)

	計	5～29人	30～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上
計	100.0	45.9	21.5	24.2	3.0	5.4
障害の種類						
視覚障害	100.0	44.8	14.9	32.9	3.3	4.1
聴覚障害	100.0	49.5	21.5	20.1	2.6	6.3
肢体不自由	100.0	45.0	22.4	24.4	3.0	5.2
内部障害	100.0	46.7	19.1	24.7	3.1	6.4
障害の程度						
重 度	100.0	50.6	18.6	21.9	2.8	6.1
中 度	100.0	42.4	23.6	25.7	3.1	5.2
軽 度	100.0	42.9	20.6	26.8	3.5	6.2
一般常用労働者	100.0	35.4	28.0	23.0	5.5	8.1

(注) 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」(昭和56年)による。

(63年) (％)

	計	30～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上
計	100.0	35.1	39.8	9.8	15.3
障害の種類					
視覚障害	100.0	55.7	31.4	6.3	6.7
聴覚障害	100.0	37.8	30.0	9.3	22.9
肢体不自由	100.0	32.7	43.3	9.7	14.4
内部障害	100.0	27.2	42.4	14.2	16.2
障害の程度					
重 度	100.0	36.5	34.7	11.1	17.8
中 度	100.0	34.0	42.5	9.8	13.6
軽 度	100.0	30.3	41.5	10.0	18.3
一般常用労働者	100.0	44.0	36.7	8.7	10.6

(注) 1 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

2 計欄には障害種類，程度の不明の者を含む。

(4) 障害の種類別にみた雇用されている身体障害者の産業別構成比

(53年)

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産 業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
障害の種類計	100.0	0.7	7.2	56.5	17.4	3.7	0.3	5.3	0.6	8.3
視覚障害者	100.0	0.9	9.9	41.9	16.9	6.1	0.0	3.0	0.7	20.5
聴覚障害者	100.0	0.5	7.5	74.1	11.2	1.5	0.2	1.4	0.5	3.2
肢体不自由者	100.0	0.9	7.1	54.3	17.7	4.0	0.3	5.7	0.7	9.4
内部障害者	100.0	0.4	7.6	49.0	16.7	3.3	0.1	8.1	1.3	13.4
(参考)										
一般常用労働者	100.0	0.5	10.9	39.0	22.2	5.3	0.6	6.9	0.7	13.8

(注) 一般常用労働者は総理府統計局「事業所統計調査報告」(昭和50年)による。

(58年)

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産 業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
障害の種類計	100.0	0.5	11.1	45.7	12.9	4.9	0.3	6.5	0.6	17.5
視覚障害者	100.0	0.2	6.8	31.9	4.4	2.9	0.2	4.0	0.6	49.0
聴覚障害者	100.0	0.1	8.3	62.8	10.1	3.2	0.1	1.2	0.4	13.8
肢体不自由者	100.0	0.6	11.6	43.8	13.8	5.3	0.4	8.1	0.7	15.7
内部障害者	100.0	0.1	17.5	32.6	19.1	7.3	0.3	7.3	0.8	15.0
一般常用労働者	100.0	0.4	9.9	35.9	24.0	5.8	0.8	7.5	0.8	14.9

(注) 一般常用労働者は総務庁統計局「事業所統計調査報告」(昭和56年)による。

(63年)

(%)

	産業計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店業	金融・ 保険業	不動産 業	サービス業
計	100.0	0.2	4.3	47.0	1.0	9.5	13.2	10.1	0.3	14.4
視覚障害者	100.0	0.1	2.7	18.5	0.6	7.0	7.1	5.7	0.2	58.2
聴覚障害者	100.0	0.1	2.8	69.6	0.4	1.6	10.4	8.1	0.2	6.7
肢体不自由者	100.0	0.3	4.4	46.3	1.1	10.7	14.5	11.5	0.3	10.8
内部障害者	100.0	0.1	6.0	38.1	1.5	14.7	17.4	9.6	0.3	12.0
一般常用 労働者	100.0	0.2	6.4	36.4	1.1	10.3	15.8	4.9	0.5	24.4

(注) 1 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」(昭和63年9月分)による。

2 計欄には障害種類の不明の者を含む。

(5)－1 勤続年数の状況

(53年)

	計	男子	女子
身体障害者	11年2月	11年11月	7年2月
(参考)一般常用労働者	8年10月	10月2月	5年10月

(注) 一般常用労働者は労働省統計情報部「賃金構造基本統計調査」(昭和53年)(企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況)による。

〔採用前身体障害者〕(58年)

	計	男子	女子
身体障害者	8年7月	9年6月	6年1月
一般常用労働者	9年6月	11月1月	6年3月

(注) 一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)(企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況)による。

〔採用前身体障害者〕(63年)

	計	男子	女子
身体障害者	10年1月	10年9月	7年9月
一般常用労働者	10年7月	12年2月	7年1月

(注) 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本調査」(昭和63年)(企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況)による。

(5)－2 障害の種類・程度別勤続年数の状況

(53年)

障害の種類計	視覚障害者	聴覚障害者	肢体不自由者	内部障害者
11年2月	11年6月	8年4月	11年6月	15年7月

〔障害の程度別勤続年数の状況〕(53年)

障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
11年2月	8年8月	11年8月	12年2月

(5)－2 障害の種類・程度別勤続年数の状況（続）

(58年)〔採用前身体障害者〕

	計	男 子	女 子
計	8年7月	9年6月	6年1月
障害の種類			
視覚障害	8年4月	10年0月	4年2月
聴覚障害	8年4月	9年7月	5年7月
肢体不自由	8年7月	9年5月	6年1月
内部障害	7年4月	7年0月	8年8月
障害の程度			
重 度	7年9月	8年6月	5年9月
中 度	8年9月	9年8月	5年9月
軽 度	9年4月	10年1月	6年7月

(63年)〔採用前身体障害者〕

	計	男 子	女 子
計	10年1月	10年9月	7年9月
障害の種類			
視覚障害	11年3月	11年9月	9年2月
聴覚障害	9年6月	11年1月	7年1月
肢体不自由	10年1月	10年8月	8年2月
内部障害	8年2月	8年7月	6年7月
障害の程度			
重 度	9年3月	10年3月	6年8月
中 度	9年7月	10年1月	8年2月
軽 度	11年0月	11年8月	8年6月

(注) 計欄には、障害種類、程度の不明の者を含む。

(6)－1 障害の種類別、程度別きまって支給する給与額

(53年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
障害の種類計	155.9	129.2	159.2	169.2
視 覚 障 害	156.4	126.3	150.8	169.2
聴 覚 障 害	121.6	116.2	123.6	147.7
肢 体 不 自 由	162.0	143.9	160.9	170.1
内 部 障 害	196.7	178.2	216.3	－

〔採用前身体障害者〕 (58年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	181.8	158.9	188.8	190.9
視 覚 障 害	185.7	198.0	169.6	182.4
聴 覚 障 害	149.6	144.4	160.1	154.8
肢 体 不 自 由	185.8	147.6	191.7	180.9
内 部 障 害	187.5	199.5	170.1	－

〔採用前身体障害者〕 (63年)

(千円)

	障害の程度計	重 度	中 度	軽 度
計	208.0	181.7	217.1	217.6
視 覚 障 害	228.6	229.4	248.3	210.4
聴 覚 障 害	174.0	170.4	177.8	188.5
肢 体 不 自 由	216.8	176.0	220.8	222.3
内 部 障 害	200.9	198.0	203.5	－

- (注) 1. 計欄には、障害種類、程度の不明の者を含む。
2. 内部障害の軽度が「－」となっているが、これは身体障害者障害程度等級表において、その等級が、1級(重度)、3級及び4級(中級)のみで、その他の級はないためである。

(6) 2 産業別・規模別きまって支給する給与額の状況

(53年)

(千円)

	計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産 業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
企業規模計	155.9	171.2	163.8	148.8	164.9	192.1	181.8	179.5	240.5	143.9
5 ～ 29	136.3	127.7	146.5	123.2	157.8	84.0	198.0	128.2	—	132.3
30 ～ 99	137.5	170.8	155.1	130.4	150.0	113.1	128.7	163.2	—	135.4
100 ～ 999	159.2	174.0	175.3	152.1	173.8	200.6	149.7	176.9	213.0	153.2
1,000人以上	199.5	203.5	203.1	192.5	206.5	203.1	258.7	215.7	243.4	204.0
(参考) 一般常用労働者	168.0	195.3	171.9	163.7	160.8	188.0	182.5	(189.2)	(221.3)	160.6

(注) 一般常用労働者は労働省統計情報部「賃金構造基本統計調査」(昭和53年)(企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況)

() 内は民・公営についての集計である。

(採用前・産業別) (58年)

(千円)

	計	鉱業	建設業	製造業	卸売業 小売業	金融・ 保険業	不動産 業	運輸・ 通信業	電気・ガス ・水道・ 熱供給業	サービス業
計	181.8	215.1	195.7	168.3	180.5	188.0	202.7	181.0	179.0	204.5
男子	199.3	216.7	202.4	186.0	198.0	218.9	211.9	183.6	204.9	227.8
女子	116.4	110.4	110.6	107.8	126.2	133.0	103.3	109.5	136.4	123.1
一般常用労働者	211.8	234.8	221.0	207.1	203.1	237.7	229.1	(236.6)	(278.8)	(199.3)

(注) 一般常用労働者は、労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)による。

() は民・公営についての集計である。

〔採用前・事業所規模別〕（58年）

（千円）

	計	5～29人	30～99人	100～ 499人	500～ 999人	1,000～ 4,999人	5,000人 以上
計	181.8	171.7	168.1	187.8	207.0	202.1	182.4
男子	199.3	187.4	183.6	207.9	220.8	219.1	207.3
女子	116.4	109.1	106.6	110.9	131.7	129.8	137.3
一般常用労働者	211.8	(10～99人) 185.7		204.8		252.5	

（注）一般常用労働者は、労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」（昭和57年）による。

〔採用前・産業別〕（63年）

（％）

	計	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス ・熱供給 ・水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業 飲食店	金融・ 保険業	不動産 業	サービス業
計	208.0 (81.0)	239.7	232.3	195.5	197.4	213.6	238.4	187.8	221.6	223.0
男子	229.6	243.1	243.0	217.7	219.0	220.9	263.6	234.4	236.5	231.2
女子	140.3	156.4	129.3	127.8	156.1	165.0	147.7	140.2	121.0	176.8
一般常用 労働者	256.1 (100)	277.3	272.2	243.5	342.7	289.0	214.9	320.5	277.4	265.8

（注）一般常用労働者は、労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（昭和63年9月分）による。

〔採用前・事業所規模別〕（63年）

（千円）

	計	30～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
計	208.0	193.2	225.9	208.8	199.4
男子	229.6	207.0	249.9	232.2	240.1
女子	140.3	129.4	145.6	156.3	137.7
一般常用労働者	256.1	233.7	257.3	285.6	320.4

（注）一般常用労働者は、労働大臣官房政策調査部「毎月勤労統計調査月報」（昭和63年9月分）による。

(7) 性、年齢階級別きまって支給する給与額の状況
(53年)

(千円)

	計	男 子	女 子	(参考) 一般常用労働者		
				計	男 子	女 子
年 齢 計	155.9	168.1	90.7	168.0	195.2	108.7
19歳以下	79.0	81.6	73.4	95.6	104.1	90.3
20～24	99.8	107.3	84.2	115.3	127.6	104.5
25～29	118.7	125.2	94.9	151.0	163.4	114.9
30～34	154.7	159.6	105.7	183.6	197.9	114.9
35～39	171.1	187.5	85.2	199.4	222.7	111.7
40～44	171.8	186.5	83.7	200.8	235.1	108.3
45～49	173.0	186.5	100.2	198.5	237.5	113.8
50～54	180.9	195.1	98.6	197.1	234.0	119.0
55～59	164.0	171.3	102.0	169.9	199.6	113.3
60～64	120.6	130.3	54.6	145.2	161.9	108.2
65歳以上	116.4	120.0	79.5	137.9	148.4	103.0

(注) 一般常用労働者は労働省統計情報部「賃金構造基本統計調査」(昭和53年)
(企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況)による。一般
常用労働者の19歳以下の給与額は18～19歳の額である。

[採用前身体障害者] (58年)

(千円)

	計	男 子	女 子	一般常用労働者		
				計	男 子	女 子
計	181.8[85.8]	199.3[81.0]	116.4[85.5]	211.8	246.1	136.2
19歳以下	105.5[89.8]	118.5[92.2]	101.3[92.7]	117.5	128.5	109.3
20～24	119.9[85.4]	124.2[79.7]	114.5[90.1]	140.4	155.8	127.0
25～29	143.1[78.4]	155.2[78.7]	114.3[79.4]	182.5	197.1	143.9
30～34	181.5[81.3]	191.5[79.1]	118.5[80.9]	223.3	242.0	146.5
35～39	187.4[75.2]	203.7[73.4]	124.4[86.9]	249.3	277.6	143.2
40～44	199.7[78.0]	220.1[74.0]	111.9[80.1]	256.1	297.5	139.6
45～49	205.2[81.1]	226.5[74.9]	119.8[85.7]	253.1	302.6	139.7
50～54	195.7[78.6]	217.7[73.9]	123.2[83.6]	248.8	294.6	147.4
55～59	200.9[91.1]	214.9[85.4]	106.5[72.6]	220.6	251.5	146.7
60～64	165.3[92.9]	175.9[88.6]	109.9[80.5]	178.0	198.5	136.5
65歳以上	137.8[81.7]	139.8[77.6]	123.4[91.0]	168.7	180.2	135.6

(注) 1. 一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」(昭和57年)
による(一般常用労働者の19歳以下の給与額は18～19歳の額である。)
2. [] は、一般常用労働者の賃金を100とした場合の指数

(7) 性, 年齢階級別きまって支給する給与額の状況 (続)

(63年)

(千円)

	計	男	女	一般常用労働者		
				計	男	女
19歳以下	138.9[99]	157.8[102]	117.8[93]	139.4[83]	153.3[82]	128.2[85]
20～24	140.7[100]	154.8[100]	126.1[100]	168.4[100]	187.8[100]	151.1[100]
25～29	168.0[119]	182.6[118]	135.8[108]	213.0[126]	230.4[123]	173.5[115]
30～34	190.2[135]	212.9[138]	143.3[114]	257.1[153]	276.4[147]	181.4[120]
35～39	216.5[154]	229.7[148]	165.2[131]	286.5[170]	317.1[169]	182.0[120]
40～44	231.5[165]	250.2[162]	152.7[121]	308.2[183]	349.4[186]	183.3[121]
45～49	235.5[167]	260.6[168]	141.8[112]	317.0[188]	370.6[197]	181.8[120]
50～54	253.7[180]	281.3[182]	135.8[108]	308.6[184]	363.8[194]	180.0[119]
55～59	201.9[143]	219.2[142]	127.8[101]	279.2[166]	314.4[167]	184.4[122]
60～64	173.6[123]	177.4[115]	153.0[121]	229.8[136]	249.2[133]	180.4[119]
65歳以上	172.0[122]	172.2[111]	170.5[135]	205.3[122]	221.6[118]	168.9[112]

(注) 1. 一般常用労働者は労働大臣官房政策調査部「賃金構造基本調査」(昭和63年)による。一般常用労働者の19歳以下の総給与額は18～19歳の額である。

2. [] は, 「20～24歳」の賃金を100とした場合の指数

(8) 障害の種類別労働時間（月間）の状況

(53年)

(時間)

	総実労働時間数	所定内実労働時間数	所定外実労働時間数
障害の種類計	193	181	12
視覚障害	188	179	9
聴覚障害	194	184	10
肢体不自由	194	181	13
内部障害	185	172	13
(参考)一般常用労働者	194	181	13

(注) 一般常用労働者は労働省統計情報部「賃金構造基本統計調査」（昭和53年、企業規模10人以上の企業に雇用されている常用労働者の状況）

〔採用前〕(58年)

(時間)

	総実労働時間数	所定内実労働時間数	所定外実労働時間数
計	191	179	12
視覚障害	182	176	6
聴覚障害	189	177	12
肢体不自由	192	179	13
内部障害	185	177	8
一般常用労働者	195	181	14

(注) 一般常用労働者は労働省政策調査部「賃金構造基本統計調査」（昭和57年）による。

〔採用前〕(63年)

(時間)

	総実労働時間数	週所定労働時間数
計	171.7	40.5
視覚障害	170.3	42.1
聴覚障害	173.2	40.0
肢体不自由	172.0	40.4
内部障害	164.2	38.3

(注) 計欄には障害の種類が不明の者を含む。